

# まちづくりの 推進方策

1. まちづくりの実現に向けて
2. まちづくりの推進方針

# 1. まちづくりの実現に向けて



## 1-1 まちづくりの最も基本的かつ重要な考え方

菊川市都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本理念の一つに『市民・事業者・行政等の協働による都市づくり - 「自立・協働」の意識高揚 - 』を掲げ、その実現のための将来都市像として『市民・事業者と行政の協働による都市づくりを進めます』を設定しています。これは、今後の菊川市のまちづくりの実現にあたり、すべての場面で最も基本的かつ重要な考え方となるものです。

まちづくりは、そのまちに生活し、さまざまな活動を行っている市民や事業者、また行政が互いに連携し、知恵を出し合っ行う協働作業であると言えます。菊川市のまちづくりは、市民主体のまちづくりを基本としつつ、NPOやボランティア団体などの民間組織、事業者、行政など、それぞれが自らの役割と責任を認識しながら、まちづくりに対する理念や目標を共有して進めます。

「協働」の言葉の意味と、「菊川市都市計画マスタープラン」での使い方

「協働」とは、同じ目的のために複数の主体が協力して働くことを意味しますが、まちづくりの分野では、一般的に市民、NPO、事業者、行政などが、対等のパートナーとして協力することを言います。

「菊川市都市計画マスタープラン」では、特定の主体に限定せず、まちづくりに取り組み、まちづくりの担い手となるあらゆる人、組織、団体、地域などの連携の体制・あるべき姿として、「協働」という言葉を使用しています。

### 都市づくりの基本理念(再掲)

市民・事業者・行政等の協働による都市づくり - 「自立・協働」の意識高揚 -

- ・あらゆる場面で市民・事業者・行政等の協働による都市づくりを進めるとともに、市民が積極的に参加・参画することのできる仕組みづくりを進めます。

### 将来都市像(再掲)

市民・事業者と行政の協働による都市づくりを進めます。

- ・市民や事業者などがまちづくりに積極的に参加・参画することのできる仕組みづくりを推進し、行政との協働により、誰もが郷土に愛着と誇りの持てる都市づくりを推進します。
- ・市民や事業者が自らまちづくりについて考えることのできる環境整備を推進し、提案型まちづくりなど、市民等の発意による都市づくりを促進します。
- ・地域単位のまちづくりを促進するため、地域コミュニティの維持・充実を図ります。

図. まちづくりのすべての場面で最も基本的かつ重要な考え方



## 1-2 まちづくりの主体の役割と協働のイメージ

### (1) まちづくりの主体の役割

まちづくりは、多様な担い手によって行われることとなります。ここでは、「菊川市都市計画マスタープラン」の基本理念で掲げた『市民・事業者・行政等の協働による都市づくり - 「自立・協働」の意識高揚 - 』を踏まえ、まちづくりの担い手を「市民」、「事業者」及び「行政」に大まかに分類し、協働によるまちづくりを推進するための、それぞれに求められる役割などについて基本的な考え方を示します。

#### 市民に求められる基本的な役割

市民には、自治会やコミュニティ協議会、またNPOやボランティア団体なども含まれます。市民は、自らが住むまち・地域を見つめ直し、「菊川市都市計画マスタープラン」に示された基本理念・将来都市像・まちづくりの基本方針に基づいて、自らができることを自発的に考え、発意し、実行に移すことが求められます。市民一人ひとりの意識や行動の集結が、まちづくりに大きく作用するという自覚を持つことが重要です。

また、同時に行政が進めるまちづくりに対しても理解と協力を示す姿勢が必要であるとともに、市民自らもまちづくりの担い手として、まちづくりに関するさまざまな制度や実現のための方策・手段などの情報を、積極的に得ようとする心がけを持つことが重要です。



#### 事業者求められる基本的な役割

市民と同様、事業者にも、自らが活動するまち・地域を見つめ直すとともに、企業活動や経済活動を通して、自らができることを自発的に考え、発意し、実行に移すことが求められます。

事業者もまちづくりの担い手としての役割と責任を理解し、積極的にまちづくりに参画して社会的な役割を果たしていくことが必要であるとともに、市民や行政との信頼に基づく協力関係を築き上げていくことが重要です。



## 行政に求められる基本的な役割

---

行政は、「菊川市都市計画マスタープラン」に基づいて、市民や事業者との連携のもと、都市計画の決定や具体的なまちづくりの実施を推進していくことが必要です。そのため、行政は市民や事業者のまちづくりのニーズについて常に意識し把握することが重要であるとともに、まちづくりに関する情報を、さまざまな手段で市民や事業者に正確かつ分かりやすく提供することが必要です。



また、市民や事業者の自発的なまちづくりを促進するため、まちづくりのきっかけづくりや市民参加の仕組みづくりを行うことが重要です。そして、市民や事業者が考え、発意するまちづくりに対して尊重し理解を示すとともに、実現方策についての多角的な検討や、まちづくりプランナーなどの人材の派遣、また必要な財政措置など、まちづくりの性格や種類に応じた支援を、適切にかつ総合的に行うことが必要です。

なお、都市計画の決定や見直しなど、市民や事業者の権利に直接的に係わるものについては、その目的や必要性を明確化するとともに、決定・見直しに伴う必要な負担と得られる効果について分かりやすく説明し、まちづくりを公平かつ合理的に進めることが必要です。また、これらを円滑に進めるため、まちづくりの初期段階から市民や事業者が参画することのできる体制を整えておくことが必要です。

## (2) 協働によるまちづくりの体制イメージ

「協働によるまちづくり」を進めるためには、市民・事業者・行政等のまちづくりの担い手それぞれが、自らに求められる役割や責任を理解するとともに、相互に連携・ネットワークした体制を構築することが必要です。

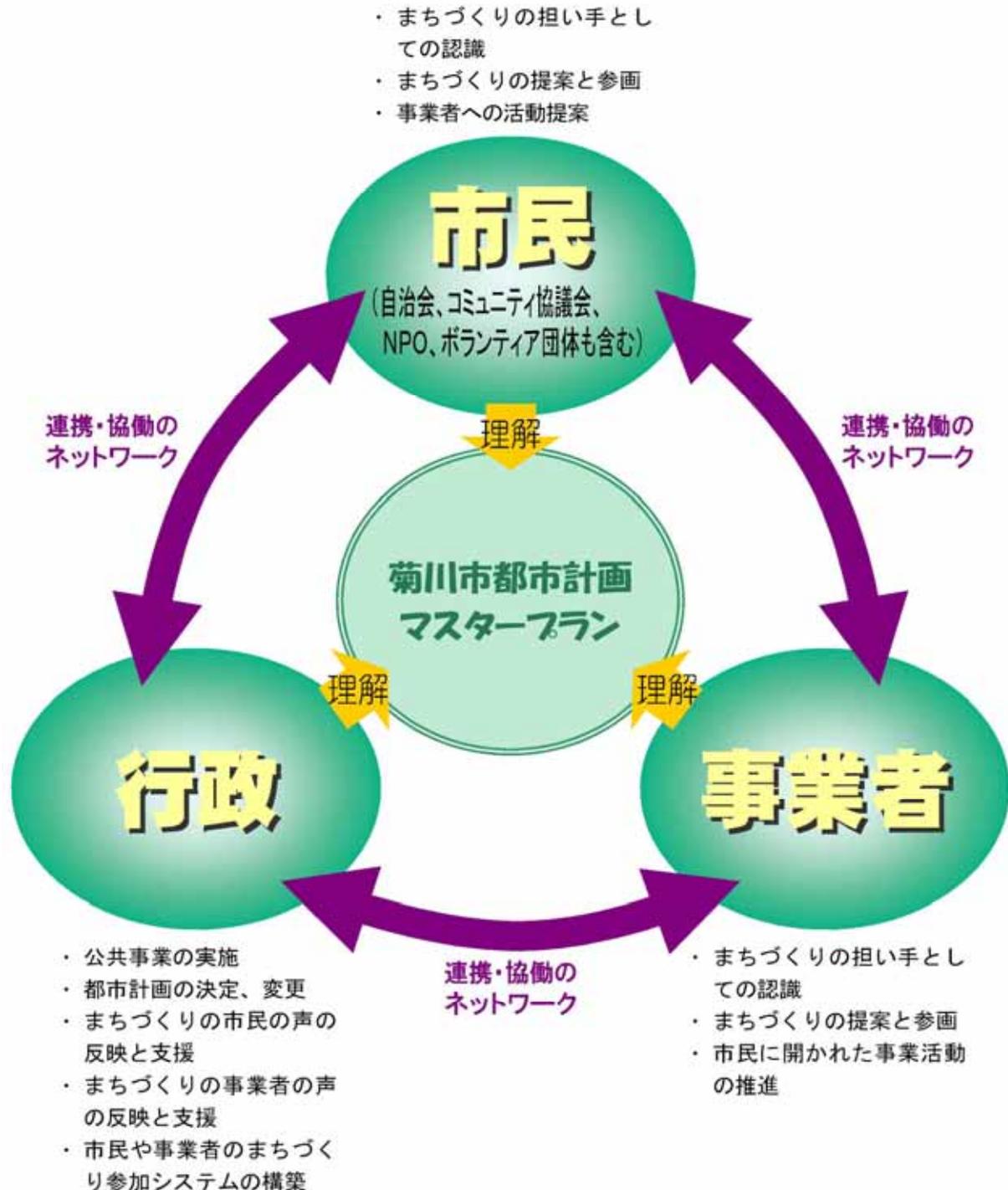
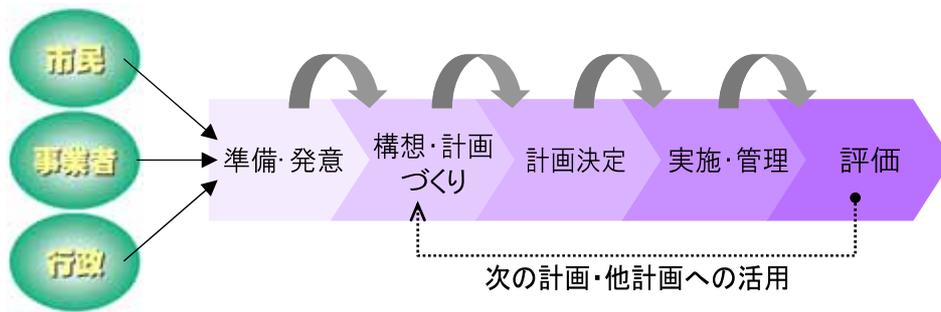


図. 「協働によるまちづくり」の体制イメージ

## 2. まちづくりの推進方針

### 2-1 まちづくりのシナリオ

「協働によるまちづくり」を進めるため、まちづくりの担い手である市民・事業者・行政等が連携し、「準備・発意」、「構想・計画づくり」、「計画決定」、「実施・管理」及び「評価」の順序で、段階的かつ計画的にまちづくりを進めていきます。



図・段階的・計画的なまちづくりのイメージ

#### 準備・発意の段階



都市計画マスタープランに掲げられた菊川市の将来市街地像や、まちづくりの基本的な方針について理解を深めるとともに、まちづくりに向けた必要な準備を整えます。

市民・事業者・行政等すべてのまちづくりの担い手が「菊川市都市計画マスタープラン」について理解を深めるとともに、マスタープランに示された菊川市の将来都市像や、都市づくり・地域づくりの方針について理解し、共有化を図ります。

市民や事業者は、自らもまちづくりの担い手であることを自覚し、行政から発信されるまちづくり情報などの積極的な受信に努めます。また、都市や地域が抱えるまちづくりの課題について認識し、課題を解決するためのまちづくりについて積極的に発意します。

行政は、まちづくりに関する情報をできる限り公表・説明・提供し、市民や事業者と対話の機会を創出することに努めます。併せて、市民や事業者のまちづくりの発意について理解を深めるとともに、まちづくりを実現する方策や手法、支援策などを積極的に発信し、市民や事業者の主体的なまちづくりへの参画を支援するための庁内体制を整えます。

## 構想・計画づくりの段階



都市や地域のまちづくりの課題を踏まえ、将来都市像やまちづくりの基本方針に基づく具体的なまちづくりの計画を検討します。

市民や事業者は、準備・発意の段階で認識したまちづくりの課題について、自らの取り組みによって解決できるものについては、積極的に実践します。また、行政の協力が必要な場合は地域（自治会など）を通して相談するほか、都市計画提案制度に基づく提案が可能な場合は、積極的にまちづくりの提案を行います。

行政は、行政が主体的に行う公共事業がある場合には、できる限りその計画内容等について広く情報提供を行います。また、市民や事業者からまちづくりの提案が示された場合には、速やかに提案内容についての検討を行うとともに、まちづくりの計画の内容や性格などを踏まえ、専門家の派遣など、必要な支援策を講じることとします。

## 計画決定の段階



市民・事業者・行政等の合意形成を図るとともに、各々の役割などについて確認し、行政による計画決定（都市計画決定など）を行います。

市民・事業者・行政等が連携し、十分な検討を行った上で合意形成を図り、まちづくり計画を決定（都市計画決定など）します。

まちづくりの実現には、規制・誘導等による方法や、道路や公園等の都市施設整備事業、また地区計画のような地区単位のきめ細かなルールづくりなどさまざまな方法があります。そのため、市民・事業者・行政等が連携し、まちづくりを行う地域や地区の自然的・社会的条件に十分配慮するとともに、関係者の意見を十分に踏まえた上で、最適なまちづくり手法を選択します。

行政は、都市計画決定が必要なまちづくり計画について必要な手続きを進めるとともに、市民や事業者の自主的なまちづくり活動を支援するための助成制度の活用・充実に努めます。

## 実施・管理の段階



市民・事業者・行政等の連携により事業や規制・誘導策を推進するとともに、適切な管理を行います。

行政は、市民・事業者のまちづくりを支援するとともに、まちづくり計画に基づく公共事業や規制・誘導策を実施します。また、実施された公共事業については、行政のみでなく、市民・事業者との協働によって、適切に管理を行います。

市民・事業者は、定められたルール等を守りながら、自らの地域・地区が、そのルールに則ったまちづくりが行われているか確認を行います。

## 評価の段階



市民・事業者・行政等の連携により、まちづくりの進捗状況などについて評価するとともに、今後の対応策の検討や、他のまちづくりへの活用を図ります。

実践されたまちづくりについて、市民・事業者・行政等が互いに振り返り、評価を行います。また、評価の過程において、まちづくりの実践に伴う効果や新たに発生した課題などについて明らかにし、次の段階のまちづくりや、他のまちづくり計画への活用を図ります。



## 2-2 重点推進プログラム

「協働によるまちづくり」の考え方を踏まえつつ、全体構想編や地域別構想編で掲げた将来都市像等の実現に向け、以下のプロジェクトや事業を、今後特に重点的に取り組む「重点推進プログラム」として位置づけ、計画期間における積極的な取り組みと早期の実現を目指していきます。

### - 重点推進プログラム -

掛川浜岡線バイパスの整備促進と周辺のアクセス道路の整備推進  
既決定の都市計画（用途地域・都市計画施設等）の見直し検討  
菊川駅北地区におけるまちづくりの検討  
コミュニティ協議会を中心とした地域まちづくり活動の重点支援  
地区単位でのまちづくりのルールづくり

重点推進プログラム	箇所	前期	中期	後期
・掛川浜岡線バイパスの整備促進と周辺のアクセス道路の整備推進	(都)西方高橋線(奈良野、平川区間・赤土、高橋区間)、(都)赤土嶺田線、(都)朝日線など			
・既決定の都市計画（用途地域・都市計画施設等）の見直し検討	市内全域			
・菊川駅北地区におけるまちづくりの検討	菊川駅北地区			
・コミュニティ協議会を中心とした地域まちづくり活動の重点支援	市内全域			
・地区単位でのまちづくりのルールづくり	市内全域			

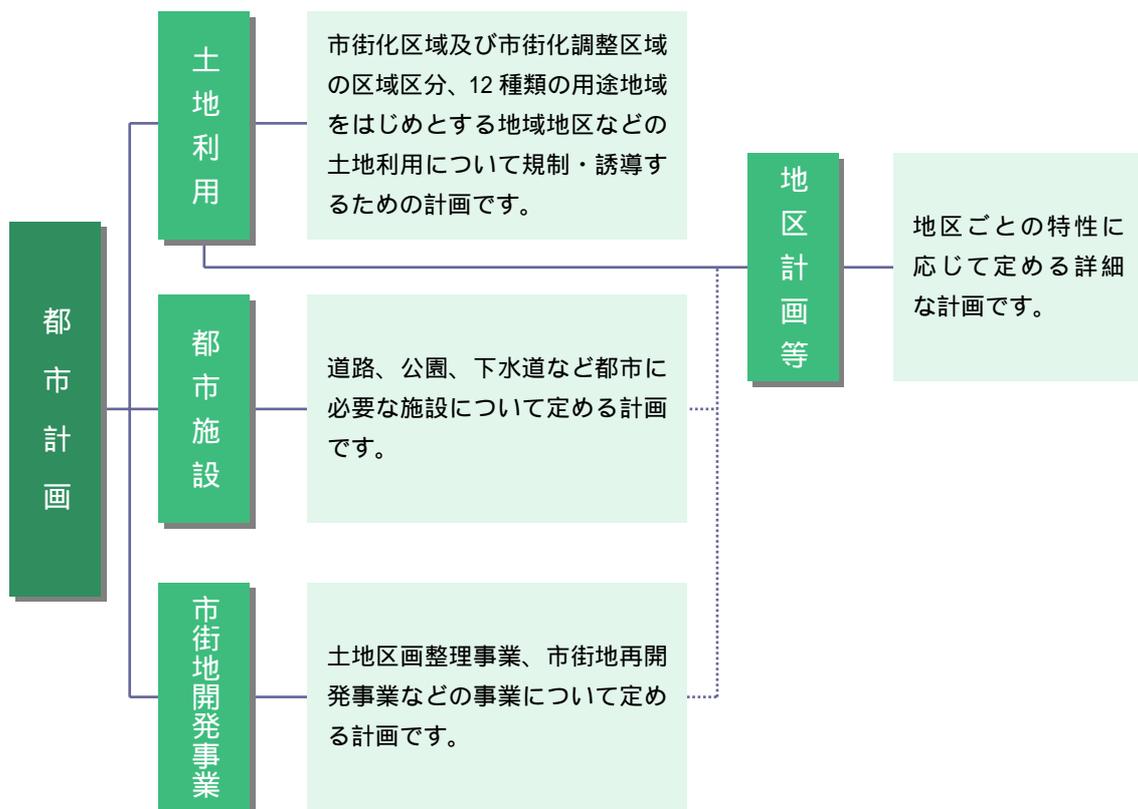
- ・前期（平成 23 年から平成 29 年までの 7 年とします）
- ・中期（平成 30 年から平成 36 年までの 6 年とします）
- ・後期（平成 37 年から平成 43 年までの 7 年とします）



## 2-3 まちづくりの実現化方策

### (1) 都市計画の内容

まちづくりの実現化にあたっては、法定都市計画の適切かつ効率的な運用を図ることが求められます。ここでは、都市計画の一般的な体系を示すとともに、現在の菊川市で推進されている都市計画の内容について整理します。



図．都市計画の一般的な体系

菊川市都市計画マスタープラン  
まちづくりの推進方策

表．都市計画の内容（主要なもの）と現在の菊川市において推進されているもの

土地利用		都市施設	
区域区分	市街化区域、市街化調整区域		道路
地域地区	用途地域 ・ 第1種低層住居専用地域 ・ 第2種低層住居専用地域 ・ 第1種中高層住居専用地域 ・ 第2種中高層住居専用地域 ・ 第1種住居地域 ・ 第2種住居地域 ・ 準住居地域 ・ 近隣商業地域 ・ 商業地域 ・ 準工業地域 ・ 工業地域 ・ 工業専用地域	交通施設	都市高速鉄道
			駐車場
			自動車ターミナル
			空港
		公共空地	公園
			緑地、広場、墓園、運動場等
			水道、電気供給施設等
			下水道
		供給処理施設	汚物処理場
			ごみ焼却場（最終埋立処分等）
			ごみ処理場
		水路	河川
			運河等
	教育文化施設	学校	
		図書館	
		研究施設	
		その他の教育文化施設	
	医療施設	病院	
		保育所	
	市場、と畜場又は火葬場	市場	
		と畜場	
		火葬場	
	特定用途制限地域	一団地の住宅施設	
	特別容積率適用地区	一団地の官公庁施設	
	高度地区	流通業務団地	
	高度利用地区	その他政令で定める施設	
	都市再生特別地区		
特定街区			
防火地域			
準防火地域			
特定防災街区整備地区			
景観地区			
風致地区			
駐車場整備地区			
臨港地区			
緑地保全地域			
特別緑地保全地区			
緑化地域			
流通業務地区			
生産緑地地区			
伝統的建造物群保存地区			
地区計画等		市街地開発事業	
地区計画		土地区画整理事業	
防災街区整備地区計画		市街地再開発事業	
		防災街区整備事業	
沿道地区計画		新住宅市街地	
集落地区計画		開発事業	

...現在の菊川市で都市計画決定されているものです。

## (2) まちづくりの実現化方策

まちづくりの実現化には、土地利用や建築物立地を規制・誘導するための制度・条例や、道路や公園などの施設を整備するための事業など、さまざまな手法があります。

これらの手法の中から、まちづくりの目的に応じた適切なものを選択し、また、組み合わせることによって、より良いまちづくりを進めます。

### 都市計画区域外における新たな土地利用のルール導入の検討

---

都市計画区域は、都市計画制度を適切に運用することにより「一体の都市として整備、開発及び保全」を図る区域に指定されるもので、適切に区域を定める必要があります。現在、菊川市においては、市域東部の牧之原台地周辺を除く区域が都市計画区域に指定されています。

都市計画区域外となっている牧之原台地周辺については、富士山静岡空港や御前崎港などの広域拠点に連絡する国道473号バイパス等の幹線道路が通過しており、今後、国道473号バイパスの延伸整備などに伴って、開発の圧力が高まる可能性があります。そのため、準都市計画区域など新たな土地利用のルール導入についての検討を行うなど、現在の環境の保全と無秩序な土地利用・開発の防止を図るための取り組みを推進します。

### 地域地区制度の活用

---

本市には、用途地域などの地域地区が定められています。今後も、都市計画法及び建築基準法に基づいた適正な運用を図るとともに、「菊川市都市計画マスタープラン」で定めた基本方針に基づく規制・誘導を行います。

また、社会経済情勢等の変化や、土地利用・建築物立地状況等の変化を踏まえて、必要に応じて用途地域見直しの検討を行うとともに、よりきめの細かなまちづくりを実現するため、特別用途地区や高度地区など、用途地域を補完する他の地域地区の指定についての検討を行います。

### 地区計画による地区単位のまちづくりの推進

---

地区計画は、用途地域等の規制・誘導制度と調和を図りながら、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりのルールについて定めるものであり、計画策定の段階から地区住民等の意向を十分に反映することが義務づけられているため、住民参加のまちづくりを目指す最適な方法の一つです。

菊川市においては、これまで3地区の実績があり、このうち、菊川駅南地区及び平川地区の2地区については、土地地区画整理事業等の都市基盤整備を契機として、また潮海寺地区の1地区については、地区住民の積極的なまちづくりの発意を契機として導入されています。今後も地区の特性や実情、また地区住民等の意向を十分に踏まえながら、地区計画によるまちづくりを推進していきます。

## 都市施設整備事業の決定・変更

---

「菊川市都市計画マスタープラン」で定めた基本方針に基づき、道路や公園等の都市施設整備事業の推進を図るため、必要な都市計画の決定を行います。

また、既に都市計画決定されたものについては、社会経済情勢等の変化や、土地利用・建築物立地状況等の変化を踏まえて、必要に応じて決定内容の見直しを検討します。

## 市街地開発事業の推進

---

菊川市では、主に北部を中心として、土地区画整理事業による都市基盤整備を積極的に推進してきており、これまでに 8 地区の事業が完了しています。現在、菊川駅南地区及び宮の西地区が事業中であるため、引き続きこれらの事業推進を図り、早期の完了を目指します。

## 都市計画提案制度の活用

---

都市計画提案制度は、平成 14 年の都市計画法改正により創設された新しいまちづくりの仕組みであり、都市計画区域または準都市計画区域において、土地所有者やまちづくり NPO などが都市計画の決定または変更の提案をすることができる制度です。

菊川市では、本制度に基づくまちづくりの実績はありませんが、「都市計画提案制度に基づく地区計画の提案」など、本制度は協働のまちづくりを実現する一つの有効な手段であることから、市民への積極的な P R ・周知に努めます。

また、都市計画提案制度を活用しやすくするとともに、まちづくりに関する市独自の支援策等の体系化を図るため、「(仮称)菊川市まちづくり条例」の制定について検討を行います。

別添参考図のとおり

## 開発許可制度等の適切な運用

---

開発許可制度は、民間などによる一定規模以上の開発行為について行政が審査・指導する制度であり、開発面積や予定建築物の用途に応じて、道路・公園・排水施設などが一定の技術基準に適合している場合にのみ許可となります。菊川市では、都市計画法に基づき、都市計画区域内では 3,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為について、また都市計画区域外では 10,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為について、制度の適切な運用を図ります。

また、市域の健全かつ適切な土地利用を進めるため、1,000 m<sup>2</sup>以上の土地利用事業については「菊川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に、また 5ha 以上の土地利用事業については「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく指導を行います。

別添参考図のとおり

## 自主的なまちづくりルールを活用

---

法や条例以外のまちづくりのルールとして、「まちづくり申し合わせ」など、住民が自分たちのまちづくりのために作成する自主ルールがあります。

菊川市では、これらのルールづくりの促進に向けて、必要な情報提供やアドバイス等の支援を積極的に行っていきます。

## 庁内外体制の整備と財源の確保

---

まちづくりを推進するため、関連する庁内部局の横断的な連携を強化するとともに、広報や相談のための窓口などの充実を図り、民間のまちづくり組織の育成・支援を行います。また、静岡県や周辺都市と連携する体制を整え、必要に応じて広域的な調整によるまちづくりを進めます。

近年の厳しい財政状況により、まちづくりに必要な財源の確保が重要な課題となっています。そのため、行政のみではなく、市民や事業者の協力も得ながら、費用対効果の高いまちづくりを重点的に進めるとともに、財源の一部支援について、関係機関への働きかけを行います。

## 都市計画マスタープランの柔軟な見直し

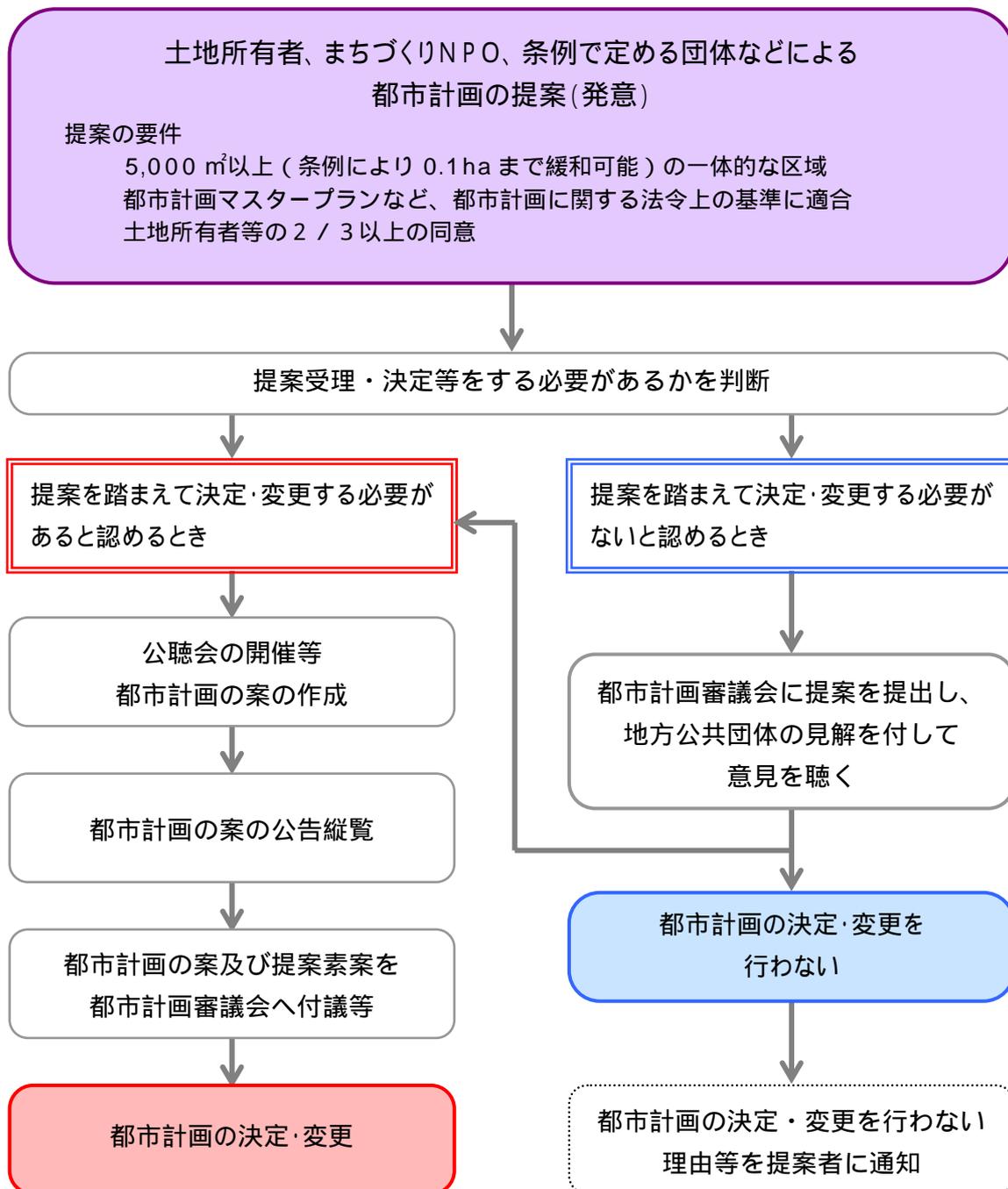
---

菊川市の今後のまちづくりは、「菊川市都市計画マスタープラン」で掲げられた方針等に基づき、さまざまな事業や制度を活用して推進していくこととなりますが、まちづくりの進捗の把握と計画の適切な管理を行っていく必要があります。

また、「菊川市都市計画マスタープラン」は、「第1次菊川市総合計画」や「第1次菊川市国土利用計画」などの上位計画を踏まえて策定しています。したがって、上位計画や経済・社会状況の今後の動向・変化に応じて、適宜その内容について柔軟に見直すとともに、計画内容の充実を図っていきます。

見直しにあたっては、「協働のまちづくり」の理念に基づき、市民や事業者の意見を幅広く収集し、計画に反映させていきます。

別添参考図（都市計画提案制度によるまちづくりの流れ）



別添参考図（開発許可制度等の適切な運用）

（菊川市行政区域）

「菊川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく適切な指導  
（1,000 m<sup>2</sup>以上の土地利用事業）

「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく適切な指導  
（5ha以上の土地利用事業）

（都市計画区域内）

「開発許可制度」の適切な運用による許可・不許可の判断  
（3,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為）

（都市計画区域外）

「開発許可制度」の適切な運用による許可・不許可の判断  
（10,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為）

# 参考資料

- 1 . 策定体制
- 2 . 策定の経過
- 3 . 用語解説

# 1. 策定体制

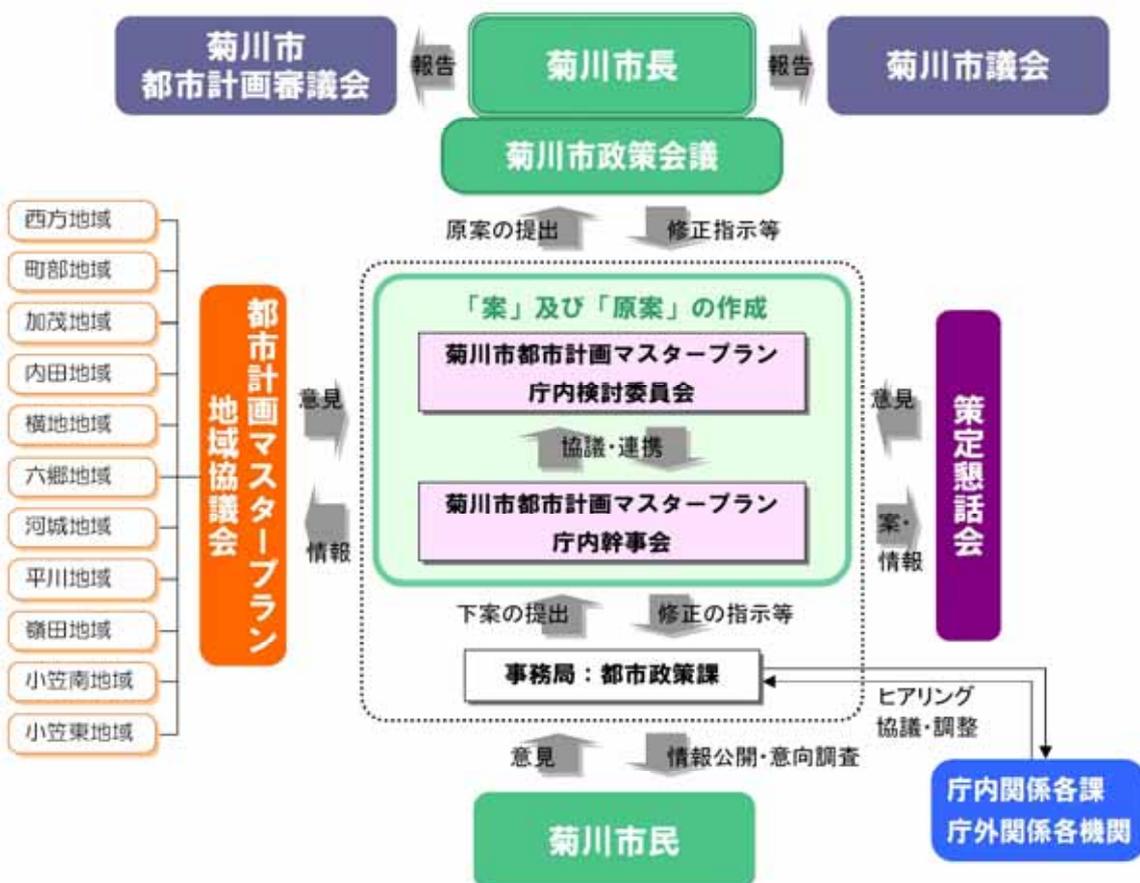
菊川市都市計画マスタープランの策定にあたっては、事務局である菊川市都市政策課がマスタープラン全般の作成作業を行い、庁内検討組織である「庁内検討委員会」及び「庁内幹事会」において検討・協議を進めてきました。

併せて、専門的立場からの意見をマスタープランに反映するために、学識経験者や経済産業界など各種分野の識者からなる「策定懇話会」での協議も進めてきました。

加えて、市民の意見をマスタープランに反映するとともに、マスタープランが市民により身近なものになるよう、地区センターを核とする 11 の地域において、地域住民からなる「地域協議会」を開催しました。

以上のさまざまな立場からの意見を総合的に勘案してマスタープランの「案」を作成した後、パブリック・コメント制度に基づき、全市民に対して約 1 ヶ月間にわたり周知を図るとともに、「案」に対しての意見募集を行いました。

パブリック・コメント後、必要な修正を行ったものをマスタープランの「原案」として取りまとめ、菊川市政策会議への提出を経て、最終的に菊川市長が「菊川市都市計画審議会」及び「菊川市議会」に報告することによって、「菊川市都市計画マスタープラン」として策定されました。



図．菊川市都市計画マスタープランの策定体制

## 2. 策定の経過

### ( 策定の経過 )

年度	主要な作業	策定組織等の開催
平成19年度	<b>現況整理、課題の抽出 など</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度は、各種の統計資料や、総合計画等の上位計画、また主要なプロジェクトについて整理するとともに、菊川市の都市づくりの課題を整理しました。</li> </ul>	
平成20年度	<b>全体構想(案)の作成開始 など</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度は、前年度に整理した現況や課題を踏まえ、全体構想(案)の作成を開始しました。</li> <li>また、庁内検討組織である「庁内検討委員会」及び「庁内幹事会」を開催し、都市計画マスタープランについての協議を開始しました。</li> </ul>	9月 第1回庁内検討委員会 第1回庁内幹事会 11月 第2回庁内幹事会 12月 第3回庁内幹事会 3月 第4回庁内幹事会 第2回庁内検討委員会
平成21年度	<b>全体構想(案)の充実</b> <b>『地域のまちづくりの提案』のとりまとめ</b> <b>地域別構想(案)の作成開始 など</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度は、前年度に引き続き、庁内検討組織での協議を行いながら全体構想(案)の充実を図りました。</li> <li>また、「地域協議会」を開催し、ワークショップ手法等を取り入れながら住民の皆さんの意見を収集するとともに、住民の皆さんが考えるまちづくりのアイデアなどを『地域のまちづくりの提案』としてとりまとめました。</li> <li>『地域のまちづくりの提案』を踏まえつつ、地域別構想(案)の作成を開始しました。</li> <li>専門的立場からの意見を都市計画マスタープランに反映するために、学識経験者や経済産業界の識者等による「策定懇話会」を開催しました。</li> </ul>	4月～ 第1回地域協議会 5月～ 第2回地域協議会 6月～ 第3回地域協議会 8月～ 第4回地域協議会 10月 第3回庁内検討委員会 第5回庁内幹事会 11月～ 第5回地域協議会 12月 第6回庁内幹事会 2月～ 第6回地域協議会 3月 第4回庁内検討委員会 第7回庁内幹事会 3月 第1回策定懇話会
平成22年度	<b>全体構想(案)の充実</b> <b>地域別構想(案)の充実</b> <b>まちづくりの推進方策(案)の作成 など</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度は、検討組織による協議を継続しつつ、全体構想(案)や地域別構想(案)の充実を図るとともに、まちづくりの推進方策(案)を作成しました。</li> </ul>	10月 第5回庁内検討委員会 第8回庁内幹事会 11月 第2回策定懇話会 3月 第6回庁内検討委員会 第9回庁内幹事会 第3回策定懇話会
平成23年度	<b>パブリック・コメント制度に基づく市民意見の募集</b> <b>『菊川市都市計画マスタープラン』の策定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度は、これまでの作業結果を『菊川市都市計画マスタープラン(案)』として整理して、パブリック・コメント制度に基づいて市民意見を広く募集しました。</li> <li>パブリック・コメント制度の手続き後、菊川市都市計画審議会に報告を行い、『菊川市都市計画マスタープラン』の策定を完了しました。</li> </ul>	6月 地域協議会報告会 7月 菊川市政策会議 菊川市議会常任委員会への報告 8月 パブリック・コメントの実施 10月 第7回庁内検討委員会 第10回庁内幹事会 11月 第4回策定懇話会 菊川市都市計画審議会への報告

( 策定懇話会委員名簿 順不同、敬称略 )

区分	分野	氏名	役職・職業
学識・各種分野	都市計画・景観	伊藤 光造	(株)地域まちづくり研究所 所長 特定非営利活動法人地域づくりサポートネット 理事
	産業・経済	近江 義之	菊川市六郷地区センター長 ( 都市計画マスタープラン六郷地区地域協議会委員 )
	福祉	伊藤 博	常葉短期大学臨時講師
	農業	山本 哲	NPO「せんがまち棚田倶楽部」 理事長 上倉沢棚田保全推進委員会 会長
	建築	落合 敏春	(社)静岡県建築士会
菊川市及び事務局		笹瀬 厚	菊川市建設経済部 部長
		織部 文雄 橋爪 博一 赤堀 正人	菊川市建設経済部都市計画課 課長【平成 21 年度】 菊川市建設経済部都市計画課 課長【平成 22 年度】 菊川市建設経済部都市政策課 課長【平成 23 年度】
		木佐森由巳	菊川市建設経済部都市政策課 係長
		木村 良一 住川 晃英 山本 綾乃	菊川市建設経済部都市計画課 主任主査【平成 21 年度】 菊川市建設経済部都市計画課 主査【平成 22 年度】 菊川市建設経済部都市政策課 主査【平成 23 年度】



策定懇話会の開催風景（委嘱状交付）

( 地域協議会委員名簿 順不同、敬称略 )

<p>西方地域 (15名)</p>	<p>井伊谷 満 高橋 由太郎 黒田 誠 水野 勝美 榛葉 行男 大岡 道廣 鈴木 一 山内 哲夫</p>	<p>小柳津 謙治 黒田 由太郎 有海 秀明 井伊谷 武 飯山 孝治 和光 勝善 鈴木 重雄</p>	
<p>町部地域 (15名)</p>	<p>森 元彦 山本 正樹 野崎 稔章 梶 史彦 小林 好洋 菅沼 正 袴田 壽郎 村尾 堅郎</p>	<p>赤堀 幸夫 田中 義宏 井指 文男 菅沼 猛 土井 勲 高木 義弘 大石 隆</p>	
<p>加茂地域 (15名)</p>	<p>白松 安陽 野中 茂雄 成瀬 秀樹 山田 稔 八木 まさ子 曽根 行江 藤江 皓一 村松 勇次</p>	<p>八木 小夜子 山本 誓治 白松 光好 渡邊 ゆき江 杉山 きく江 藤江 正幸 村松 隆司</p>	
<p>内田地域 (11名)</p>	<p>井指 庄司 遠藤 鎬一 八木 敏 岡本 敏 早川 稔 三橋 秀子</p>	<p>平野 和昭 井指 吉郎 早川 峰秀 大橋 一衛 横山 智行</p>	
<p>横地地域 (16名)</p>	<p>福島 耕司 磯部 則男 柴田 幹雄 鈴木 芳弘 大林 利秋 寺井 久芳 三倉 弘司 大野 和信</p>	<p>戸塚 將廣 横山 博次 伊藤 實 平川 重雄 藤沼 三郎 津川 宏 伊藤 勝也 村松 康行</p>	

<p>六郷地域 (12名)</p>	<p>川崎 一弘 佐藤 正捷 野中 浩二 小澤 久 新井 近 近江 義之</p>	<p>夏目 喜好 土井 春雄 青山 義明 橋本 泰彦 永井 政勝 野中 栄喜</p>	
<p>河城地域 (15名)</p>	<p>伊藤 陽仁 中野 二志男 岩崎 参雄 服部 啓子 山田 攻 松下 肇 北川 澄男 竹内 皓次</p>	<p>高木 建二 堀 三千代 落合 里美 栗原 清保 赤堀 博 吉田 哲 勝又 勇治</p>	
<p>平川地域 (18名)</p>	<p>縣 清一郎 二俣 七七男 宮城 千春 鈴木 吉男 岩田 孝 笹本 鉄三 山下 英志 土居 セルジオ 黒田 勝央</p>	<p>永田 勝彦 鈴木 義弘 鈴木 義男 黒田 茂規 相羽 志喜夫 水島 敏郎 中尾 郁夫 二俣 広志 宮城 正至</p>	
<p>嶺田地域 (16名)</p>	<p>澤田 穆志 木村 志雄 竹内 紳二 赤堀 一夫 杉田 喜平 大橋 芳廣 菅沼 昭 杉山 正彦</p>	<p>山内 正治 井上 珙介 橋本 徹治 寺本 太郎 大石 厚夫 武田 修 菅沼 静雄 竹内 修</p>	
<p>小笠南地域 (21名)</p>	<p>沢島 憲治 鈴木 教夫 曾根 秀夫 松下 建男 松下 良昭 滝井 徹郎 福井 邦彦 加藤 實 池田 吉雄 森田 勝志 齋藤 壹則</p>	<p>山下 修 曾根 敏 浅井 紘一郎 松本 昶 松下 信夫 松下 勇一 加藤 和作 岡元 安憲 川嶋 加津也 磯 勝二</p>	

菊川市都市計画マスタープラン  
参考資料

小笠東地域（13名）

水谷 康政  
名波 秋彦  
鈴木 英子  
池田 正人  
守屋 初男  
江口 良宏  
小酒井 修二

赤堀 力雄  
妻木 辰朗  
鈴木 勇一  
山中 正美  
鈴木 三郎  
村松 良二



( 庁内検討委員会委員名簿 順不同、敬称略 )

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
委員長	建設経済部長	笹瀬 厚	建設経済部長	笹瀬 厚	建設経済部長	笹瀬 厚	建設経済部長	笹瀬 厚
委員	企画政策課長	原田 修一	総務課長	沢崎 久雄	財政課長	赤堀 慎吾	財政課長	赤堀 慎吾
	地域支援課長	佐藤 甚平	企画政策課長	原田 修一	企画政策課長	原田 修一	企画政策課長	原田 修一
	安全課長	赤堀 正人	安全課長	赤堀 正人	安全課長	赤堀 正人	安全課長	落合 広行
	施設管理課長	横山 剣一	小笠総合サービス課長	木野 恒雄	小笠総合サービス課長	木野 恒雄	小笠総合サービス課長	木野 恒雄
	総務企画課長	広瀬 勝彦	水道課長	増田 定之	水道課長兼下水道室長	石川 睦美	水道課長	坪井 良知
	水道課長	増田 定之	下水道室長	石川 睦美	福祉課長	大野 慶明	下水道室長	澤島 延行
	健康福祉課長	落合 哲郎	福祉課長	大野 慶明	こどもみらい課長	栗田 正弘	福祉課長	大野 慶明
	こどもみらい課長	栗田 正弘	こどもみらい課長	栗田 正弘	環境推進課長	五島 将行	こどもみらい課長	栗田 正弘
	環境推進課長	高岡 正和	環境推進課長	高岡 正和	地域支援課長	佐藤 甚平	環境推進課長	五島 将行
	建設課長	長谷山 勉	地域支援課長	佐藤 甚平	建設課長	横山 嘉彦	地域支援課長	佐藤 雅巳
	区画整理室長	長谷山 勝尋	建設課長	長谷山 勉	農林課長	広瀬 勝彦	建設課長	横山 嘉彦
	農林課長	石川 睦美	農林課長	広瀬 勝彦	茶業振興室長	大石 芳正	都市整備課長	橋爪 博一
	茶業振興室長	杉山 勝	茶業振興室長	横山 嘉彦	商工観光課長	浅羽 睦巳	農林課長	広瀬 勝彦
	商工観光課長	浅羽 睦巳	商工観光課長	浅羽 睦巳	社会教育課長	妻木 久	茶業振興室長	大石 芳正
	社会教育課長	妻木 久	社会教育課長	妻木 久	消防総務課長	横山 克嘉	商工観光課長	赤堀 広行
	消防総務課長	岡本 吉弘	消防総務課長	横山 克嘉			社会教育課長	鈴木 秀之
							消防総務課長	坂部 浩之

( 庁内幹事会委員名簿 順不同、敬称略 )

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
幹事長	都市計画課課長	織部 文雄	都市計画課課長	織部 文雄	都市計画課課長	橋爪 博一	都市政策課課長	赤堀 正人
幹事	企画政策課企画係長	榊原 敏矢	総務課契約管財係長	岡田 正義	財政課契約管財係長	樽松 康之	財政課契約管財係長	杉田 憲彦
	地域支援課地域振興係長	大林 秀	企画政策課企画係長	榊原 敏矢	企画政策課企画係長	鈴木 勝	企画政策課企画係長	鈴木 勝
	安全課交通防犯係長	川中 健司	安全課交通防犯係長	川中 健司	安全課交通防犯係長	松村 光	安全課交通防犯係長	松村 光
	施設管理課施設管理係長	平野 真	小笠総合サービス課総務係長	戸塚 直見	小笠総合サービス課総務係長	塚本 和弘	小笠総合サービス課総務係長	塚本 和弘
	総務企画課地域振興係長	星野 和吉	水道課事業係長	黒田 清司	水道課事業係長	山内 輝男	水道課事業係長	山内 輝男
	水道課事業係長	黒田 清司	下水道室庶務係長	匂坂 一秋	下水道室庶務係長	匂坂 一秋	下水道室庶務係長	山内 正信
	健康福祉課社会福祉係長	鈴木 孝	福祉課社会福祉係長	鈴木 孝	福祉課社会福祉係長	鈴木 孝	福祉課社会福祉係長	鈴木 孝
	こどもみらい課子育て企画相談グループ長	鈴木 瑞枝	こどもみらい課子育て支援係長	相澤 美津子	こどもみらい課子育て支援係長	星野 和吉	こどもみらい課幼保推進係長	星野 和吉
	環境推進課環境政策係長	八木 敏昭	環境推進課環境政策係長	山内 輝男	環境推進課環境政策係長	後藤 和風	環境推進課環境政策係長	後藤 和風
	建設課整備係長	落合 広行	地域支援課地域振興係長	大林 秀	地域支援課地域振興係長	戸塚 直見	地域支援課地域振興係長	戸塚 直見
	区画整理室組合施行係長	中川 敬司	建設課整備係長	落合 広行	建設課整備係長	落合 広行	建設課整備係長	内田 幸雄
	農林課農業係長	内田 幸雄	農林課農業係長	内田 幸雄	農林課農業係長	内田 幸雄	農林課農業係長	大林 秀
	茶業振興室茶業振興係長	勝浦 敬豊	茶業振興室茶業振興係長	勝浦 敬豊	茶業振興室茶業振興係長	勝浦 敬豊	都市整備課区画整理係長	中川 敬司
	商工観光課工業企業立地係長	大石 芳正	商工観光課工業企業立地係長	大石 芳正	商工観光課工業係長	大林 秀	茶業振興室茶業振興係長	池ヶ谷光義
	社会教育課社会教育係長	泉 敬秀	社会教育課文化振興係長	泉 敬秀	社会教育課文化振興係長	泉 敬秀	商工観光課商工係長	澤崎 文宏
	消防総務課警防・施設整備係長	横山 克嘉	消防総務課警防・整備事業係長	坂部 浩之	消防総務課警防・整備事業係長	坂部 浩之	社会教育課文化振興係長	蔵本 俊明
							消防総務課警防・整備事業係長	八木 一巳

(事務局)

所属	役職	氏名	備考		
建設経済部	部長	笹瀬 厚	H19～H23		
	参事	鈴木 雅春	H19～H20		
	都市計画課	課長	落合 恒男	H19	
		課長	織部 文雄	H20～H21	
		課長	橋爪 博一	H22	
	都市政策課	課長	赤堀 正人	H23	
		都市計画係	係長	金原 伸吉	H19
			主幹兼係長	鈴木 寿美	H20
			係長	木佐森由巳	H21～H23
			主任主査		H20
			主任主査	木村 良一	H19～H21
			主任主査	鈴木 孝司	H20
	主査		白松眞美子	H19～H22	
	主査		住川 晃英	H22	
主査	山本 綾乃		H22～H23		

## 3. 用語解説

### 【ア】

アダプト・ロード・プログラム

・市民が里親となって、行政の支援のもとで道路の清掃や維持管理を行う事業または取り組みのこと。

アンツーカー

・陸上競技場のトラックや、テニスコートなどの全天候型舗装材として用いられる人工土のこと。高温で焼成された土によって作られる。

### 【イ】

一級河川

・河川法によって指定された、国土交通大臣が管理にあたる河川のこと。一部区間は、管理を都道府県事に委任している。

インフラ

・道路や鉄道、公園、河川など、都市の骨格を形成する根幹的な都市施設のこと。

### 【ウ】

雨水浸透ます

・宅地などに降った雨水を地面に浸透させる装置のこと。

雨水調整機能

・雨水が一度に河川等に流出しないよう、雨水を一時的に貯留する機能のこと。

雨水貯留槽

・雨水を河川などに直接流さず、一時的に溜めておく大型の水槽のこと。

運動公園

・都市公園の分類の一つである「都市基幹公園」に含まれる公園の一つ。都市住民全般の運動の用に供することを目的とし、都市計画に準じて1箇所あたり面積15ha～75haを標準として配置する。

### 【エ】

営農環境

・農業を営む環境のこと。

営農風景

・営農環境における、田植えやお茶摘みなどの風景のこと。

液状化

・地表付近の地下水を含んだゆるい砂層が、地震動により強度を失い、液体状になること。

NPO

・民間非営利組織(Non-Profit Organization)の略で、営利を目的としない種々の社会貢献活動を行う団体のこと。特に、特定非営利活動促進法に基づき設立された法人を、「特定非営利活動法人」または「NPO法人」という。

NPOとボランティアのちがい

NPOもボランティアも、どちらも自主的・自発的にさまざまな社会貢献活動を行う点で共通しているが、NPOが目的達成のための運営ルールを有し、組織的・継続的に活動を行うのに対し、ボランティアは個人が個人の責任の範囲で活動を行う点で異なっている。

### 【オ】

オープンスペース

・公園・広場など、建築物が建っていない土地や敷地内の空地のこと。

応急仮設住宅

・大規模な自然災害の発生時に、被災者の一時住まいとして設置される住宅のこと。

屋外広告物

・看板、立看板、広告塔、はり紙など、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されたもの。

温室効果ガス

・二酸化炭素など、地球温暖化の原因とされているガス。

### 【カ】

街区公園

・都市公園の分類の一つである「住区基幹公園」に含まれる公園の一つ。もっぱら街区に居住する

	者の利用に供することを目的とし、誘致距離250mの範囲内で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。
外水被害	・河川そのものの水位が上昇して引き起こされる水害のこと。(内水被害)
開発許可制度	・都市計画区における開発行為に対する許可制度のこと。開発行為をしようとする者は、開発面積に応じて、あらかじめ都道府県庁事等の許可が必要となる。
開発行為	・建築物の建築などの目的で行う土地の区画形質の変更(宅地造成に伴う道路の新設・廃止、切土、盛土など)のことをいう。
核家族	・夫婦と未婚の子だけからなる家族のこと。
可住地	・居住可能な条件を備えた土地のこと。一般的には、開発することにより宅地を創出することができる農地等を言う。(非可住地)
合併浄化槽	・し尿と生活排水を合わせて処理する浄化槽のこと。(単独浄化槽)
観光農園	・レクリエーションのために客に開放する農園のこと。
<b>【キ】</b>	
急傾斜地崩壊危険区域	・大雨や地震等の要因により斜面が崩壊する可能性のある土地(急傾斜地)のうち、崩壊により居住者等に危害が及ぶ可能性があり、一定の基準を満たす区域のこと。
狭あい道路	・自動車のすれ違いが困難な狭い道路のことであり、一般的には幅員が4mに満たない道路を言う。狭あい道路が多く存在する地域では、住環境上の問題や、災害時の救急活動や避難に支障を来すなどの問題がある。
緊急輸送路	・大規模な自然災害などの緊急事態に、避難種や救急救助種、また物資の供給を行う輸送路としてあらかじめ指定されたもの。
近隣公園	・都市公園の分類の一つである「住区基幹公園」に含まれる公園の一つ。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とし、誘致距離500mの範囲内で1箇所あたり面積2haを標準として配置する。
<b>【ク】</b>	
グリーンツーリズム	・都市と農村との交流を通して地域の活性化に役立てようとする取り組みのこと。
<b>【ケ】</b>	
景観計画	・景観法に基づき、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。計画で定められた景観指図区域内では、建築される建築物等に対して、その形態や色彩、意匠などを規制することができる。
景観作物	・菜の花やレンゲ、コスモスなど、美しい景観の形成に寄与する作物のこと。
ゲリラ豪雨	・予期しない時間、予期しない場所に突然豪雨が襲う現象のこと。
建築形態規制	・建築規模や高さなど、建築物の形態に係る規制のことを言い、建築物が立地する場所によって、建ぺい率や容積率、また塗色や日影などの制限・規制がかけられる。
原風景	・イメージや感覚、記憶と結びついている風景や場所のこと。
<b>【コ】</b>	
広域公園	・都市公園の分類の一つである「大規模公園」に含まれる公園の一つ。主に1の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とし、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所あたり面積50ha以上を標準として配置する。また、災害時の最終避難地としての機能を十分發揮できることも求められる。
広域物流拠点	・1都市のみでなく、広域の都市圏をカバーする物流ネットワークの拠点のこと。
高規格幹線道路	・自動車の高速度交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用

	道路のこと。
公共下水道	・主に市街地における下水を処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。
工業統計調査	・製造業に属する事業所の事業所数、従業員数、製造品出荷額等を調査し、工業の実態を明らかにすることを目的として行われる全国的な統計調査。
耕作放棄地	・所有している農地のうち、過去1年以上作付けせず、今後も再作付けする考えのない農地のこと。「遊休農地」とほぼ同様の意味だが、一般的には「耕作放棄地」は総称用語として、また「遊休農地」は法令用語として用いられる。
交通結節点	・鉄道、バス、自動車など、異なる交通手段（場合によっては同一の交通手段）を、相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。具体的には、鉄道駅やバスターミナル、駅前広場や交通広場などが挙げられる。
高度地区	・都市計画法上の地域地区の一つで、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区のこと。
国土利用計画	・国土利用計画法に基づき、国、県、区市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画のこと。
COP3	・条約における締約国会議（Conference of the Parties）の3回目の会議の通称。代表的なものに、第3回気候変動枠組条約締約国会議（1997年、京都市）や、第3回生物多様性条約締約国会議（1996年、アルゼンチン）などがある。
コミュニティ	・地域共同体、地域共同社会のこと。
コミュニティバス	・既存の路線バスのみではカバーできない公共交通空白地域等において、主に地方公共団体の主体的な関わりのもとで運行される乗合バスのこと。
<b>【サ】</b>	
サイン	・標識や標示など、人間の行動に必要な情報を伝えるもの。
里山	・集落や人里に隣接し、人の生活に影響を受けた生態系が存在する山のこと。もともとは薪や炭を生産する森林として利用されていたが、石油エネルギーへの転換に伴い、宅地開発や荒廃化が進むなどの課題を多く抱えるようになった。近年は、環境林や風景林として、また生物多様性を確保する場として新しい利用と管理のあり方が模索されている。
3R	・3Rは、下記の意味を持つ3つの英語の頭文字を表している。 Reduce（リデュース）：ごみの排出量を減らす Reuse（リユース）：ごみとして廃棄しないで再利用する Recycle（リサイクル）：再資源化する 上記3つの「R」に取り組むことで、ごみを減らし、資源の有効活用を推進する考え方のこと。
<b>【シ】</b>	
市街地開発事業	・都市計画法に規定されている事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の総称。一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物などの整備を一体的に行い、健全な市街地を形成することを目的とする。
資源循環型社会	・環境と共生し、資源をリサイクルすることにより限りある資源を利活用していくための循環システムのこと、またそのようなシステムが機能している社会のこと。
しずおかけんの地域経済計算	・静岡県が、県内の地域・市町における経済規模、経済成長率、経済構造、所得水準などの動向を推計したもの。指標値は「静岡県の県民経済計算」で推計した県全体のGDPを、さまざまな指標をもとに地域・市町単位に分割することによって算出している。
地すべり防止区域	・地すべりを起こしている区域、または地すべりを起こす恐れが極めて大きい区域とこれに隣接する区域のうち、地すべりを助長・誘発する恐れのある土地の区域のこと。
自然的土地利用	・田、畑などの農地や、山林、河川水面など、自然的な要素で構成される土地利用のこと。（都市的土地利用）

# 菊川市都市計画マスタープラン

## 参考資料

指定管理者制度	・地方自治法に基づき、自治体が住民福祉の増進を目的として設置した公の施設を、民間事業者や民間団体を指定して管理運営させる制度のこと。「公の施設」には建物施設だけでなく、道路や公園等も含まれるとされている。
市民農園	・都市住民等がレクリエーションとして野菜や花を栽培する小規模な農園のこと。
借景	・背景となっている景観のこと。
住区基幹公園	・都市公園の分類の一つ。主に居住者の利用に供する種々の公園の総称であり、誘致距離（利用範囲）や規模に応じて、街区公園、近隣公園及び地区公園に分類される。
修景	・建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲の街並みに調和させることや、都市計画的な景観整備を行うこと。
集団的な優良農地	・一団の規模を有する農用地区域のこと。
準都市計画区域	・都市計画区域外において、現状のまま放置した場合、用途の混在、不適切な農地の転換などにより将来的に不健全なまちが形成される恐れがある区域について、土地利用の整序のみを目的として定める区域のこと。一般の都市計画区域と異なり、都市施設や市地世帯開発事業等に関する都市計画は定められない。
準用河川	・一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村長が指定し管理する河川のこと。原則として二級河川に関する規定を準用する。
商業統計調査	・商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を調査し、商業の実態を明らかにすることを目的として行われる全国的な統計調査。
新エネルギー	・自然エネルギーやリサイクルエネルギーなど、循環型社会への転換が求められている中で注目されている新しいエネルギーのこと。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電などが代表的なものである。
親水空間	・河川、海岸、池などの水辺において、水に親しむことのできる環境が創出されている空間のこと。
<b>【セ】</b>	
生活景観	・人々の暮らしの風景や、そのあり様のこと。
生物多様性	・生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性など、さまざまな生物が存在している様のこと。
<b>【ソ】</b>	
総合計画（市町村が定める総合計画）	・市町村が、その地域全体について、総合的かつ効率的な行政・財政の運営を目的として策定する最も基本的な計画で、市町村の将来の姿や実現に向けた政策等について示したもの。
総合公園	・都市公園の分類の一つである「都市基幹公園」に含まれる公園の一つ。都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とし、都市規模に応じて1箇所あたり面積10ha～50haを標準として配置する。
<b>【タ】</b>	
第1次産業	・産業大分類のうち、農業、林業及び漁業のこと。
第2次産業	・産業大分類のうち、鉱業、建設業及び製造業等のこと。
第3次産業	・産業大分類のうち、第1次産業及び第2次産業に含まれない産業のこと。電気・ガス・熱供給・水道業や情報通信業、また卸小売業や金融保険業、各種サービス業など多岐に渡る。
大規模小売店舗	・店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗のこと。
多自然型工法	・安全性や機能性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできる限り改変しないで、良好な環境の保全・復元に配慮した工事方法のこと。
多文化共生	・国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

単独浄化槽	・し尿のみを処理する浄化槽のことであり、生活排水は処理されない。生活排水はそのまま公共用水域へ排水され、環境に大きな影響を及ぼしてしまうことから、現在は単独浄化槽の新規設置は認められていない。(合併浄化槽)
<b>【チ】</b>	
地域地区	・用途地或は特別用途地区、また高度地区、高度利用地区などといった、その地域・地区の種類に応じて必要な規制を定めることができる地区の総称。
地球温暖化	・二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中の濃度が増加することによって、地球の温度が上昇する現象のこと。
地区計画	・建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特色にふさわしい良好な環境を整備、保全するための地区単位の計画のこと。一般的には地区計画では、その地区にふさわしい建築物の用途の種類、建ぺい率、容積率のほか、壁面の位置や高さ、形態・意匠等の制限、垣または柵の構造等を定めることができる。
地産地消	・地場で生産されたものを地場で消費すること、またその考え方。
<b>【ツ】</b>	
通過交通	・通過するのみで、その地点、箇所を目的地としないう交通のこと。
<b>【テ】</b>	
DID	・国勢調査において設定される統計上の地区(Densely Inhabited District:人口集中地区)のこと。基本的には、人口密度が4,000人/km <sup>2</sup> 以上の基本単位区が互いに隣接し、人口が5,000人以上となる範囲に設定される。
提案型まちづくり	・都市計画提案制度に基づき、住民から行政に対して行われた提案に基づいて行われるまちづくりのこと。
低公害車	・電気自動車やハイブリッド自動車など、大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車のこと。通称エコカーと呼ばれる。
デマンドバス・タクシー	・乗客の需要に応じて運行するバスやタクシーの運行形態のこと。
<b>【ト】</b>	
(都)	・「菊川市都市計画マスタープラン」において、都市計画決定された道路や公園であることを示すために使用している略称。
東遠広域都市計画区域	・一つの市町を対象に設定される都市計画区域を単独都市計画区域と言うのに対し、二以上の市町を跨いで設定される都市計画区域を広域都市計画区域と言う。東遠広域都市計画区域とは、静岡県の東遠地或に位置する掛川市と菊川市を跨ぐように設定された都市計画区域のこと。
透水性舗装	・雨水が地下に浸透するような構造を有する特殊な舗装のこと。
特別用途地区	・都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地或による制限を補充する場合に設定される地区のこと。地区の特色や課題に応じて、市町村等が定める条例に基づいて、基本となる用途地或の制限の強化または緩和を行うことができる。
都市基幹公園	・都市公園の分類の一つ。主に都市住民全般の利用に供する種々の公園の総称であり、目的に応じて、総合公園と重畳公園に分類される。
都市機能	・都市基盤、都市施設、都市交通、ライフライン、情報通信など、都市における生活や社会機能を支えるために必要な、さまざまな機能や役割を有するものの総称。
都市計画区域	・都市計画法等の適用を受け、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要のある区域のこと。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	・都道府県が都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街地開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針のこと。別名で「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれる。

# 菊川市都市計画マスタープラン

## 参考資料

都市計画公園	・都市計画決定された公園のこと。
都市計画提案制度	・平成14年度に創設された制度で、住民等によるまちづくりの取り組みを都市計画に反映するため、一定規模以上の一団の土地の区域について、一定の要件を兼ね備えた土地権者等が都道府県または市町村に対して、都市計画の決定または変更することを提案することができる制度のこと。
都市計画道路	・都市計画決定された道路のこと。
都市計画道路整備プログラム	・都市計画道路の整備状況を踏まえ、将来的な整備計画や整備の優先順位等を明確に示した計画のこと。
都市計画道路の必要性再検証ガイドライン	・過去に都市計画決定され現在まで未着手となっている都市計画道路について、地域の実情を勘察しながら、整備の必要性を再検証するための基本的な考え方や手順について示したもの。
都市計画マスタープラン	・平成4年の都市計画法の改正により法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。市町村の将来都市像を明確にし、土地利用や都市施設等の整備の方針を示したもの。
都市公園	・都市公園法に基づき、地方自治体が都市計画区域内に設置する公園や緑地の総称。都市公園はその役割に応じて、「住区基幹公園」、「都市基幹公園」、「大規模公園」、「国営公園」及び「緩衝緑地等」に分類される。
都市施設	・道路、公園など都市の骨格を形成し、都市機能の確保や都市環境の維持を目的として定められる施設のこと。
都市的土地利用	・道路や公園等の公共施設用地や、住宅や店舗、工場などの宅地として利用されていること。（自然的土地利用）
土地区画整理事業	・都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つであり、昭和29年に成立した土地区画整理法に基づく事業である。事業の仕組み及び目的は、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩）それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整然化して利用増進を図るものである。
土地利用事業	・住宅や店舗、工場などの建設や、土や砂利の採取、またごみや産業廃棄物の埋立てなどの目的で行う土地の区画形状変更等を伴う事業のこと。
<b>【ナ】</b>	
内水被害	・市街地などに降った雨水が、スムーズに河川に放流されないために引き起こされる水害のこと。ポンプ施設の排水能力が雨量に追いつかない場合や、河川水位の上昇により雨水の放流ができない場合などに発生する。（外水被害）
<b>【ハ】</b>	
パートナーシップ	・協力関係のこと、または共同・提携すること。
ハザードマップ	・土砂災害、洪水、津波等の自然災害の危険度を示すとともに、災害発生時の状況を想定して、避難路や避難地も具体的に示した地図のこと。
バリアフリー	・障害のある人々にとって障害となるものを取り除くこと、また取り除いた状態のこと。
ハンプ	・「起伏、土地の隆起」を意味するものであり、自動車の速度抑制のために車道部分に凹凸をつけたもの。また、物置的な起伏をつかず、舗装色や舗装デザインにより運転者の心理的な効果を狙うものを「イメージハンプ」という。
<b>【ヒ】</b>	
ビオトープ	・動植物が生息する空間、またはそのような空間を創造、復元すること。
P D C A	・Plan/Do/Check/Actionの頭文字を揃えたもので、計画(Plan) 実行(Do) 検証(Check) 改善(Action)の流れをまちづくり計画に活かしていくプロセスのこと。
費用対効果	・ある目的を達成するための事業について、事業から生じる効果を事業に要する費用と比較すること、またその実際の効果のこと。

## 【フ】

風致公園

- ・都市公園の分類の一つである「緑地等」の中の「特殊公園」に含まれる公園の一つ。主に風致の享受の用に資することを目的に、良好な水辺地や樹林地等の自然環境が残されている土地などを選定し、配置される。

フレーム

- ・一般的には、枠組みや骨組みのことを指す。将来人口フレームとは、将来において目標となる人口規模を示したものを指す。

## 【ヘ】

平成の大合併

- ・総務省が中心となって推進している、近年の市町村合併のこと。1950年代に進められた「昭和の大合併」にちなんで「平成の大合併」と呼ばれている。

## 【ホ】

ポケットパーク

- ・小さな公園のこと。「菊川市都市計画マスタープラン」では、宅地や道路などとして残っているわずかなスペースを有効利用し、市街地の都市環境の向上を目的として設けられる小公園を表す用語として用いている。

ボトルネック

- ・通行の障害となっている箇所や地点のこと。

## 【マ】

まちづくり条例

- ・近年における地方分権の動向と相まって、地方自治体が「まちづくり」のために定めた条例のこと。国の法令で定められている範囲内で、地方公共団体が独自に制定することができる。

まちづくりプランナー

- ・まちづくりの専門的・技術的な支援を行う技術者のこと。まちづくりに関する構想・計画づくりや実践的な活動を行うほか、行政職員や市民、各種団体との連携をコーディネートする役割も担う。

## 【ミ】

緑の基本計画

- ・都市緑地法に規定される、都市計画区域内の緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画のこと。都市公園の整備や緑地の確保、緑化推進の方針等について市町村が定める。

未利用地(都市的未利用地)

- ・本来、建築物等が建てられ、その土地のさわし利用がなされるべきと考えられる市街地において、田畑などの自然的土地利用のままになっている土地のこと。

## 【モ】

モータリゼーション

- ・自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化する現象のこと。

## 【ム】

遊水地

- ・洪水時に、河川から水を流入させて一時的に貯留し、流量の調節を行う目的で使用される空き地や原野などのこと。

ユニバーサルデザイン

- ・道路や空間をデザインする際、障害者のための特別なデザインではなく、健常者も含めたすべての人にとって使いやすきデザインのこと、またその考え方。

## 【ヨ】

用途地域

- ・都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地における土地利用の純化を目的として定められる12種類の地域のこと。